

若者・子育て世帯

新築リフォーム 促進事業



「新築」奨励金

100 万円／世帯

町内で住宅を新築した場合

「リフォーム」奨励金

100 万円／世帯

町内で親世帯と同居するために住宅を
改修・増築（100万円以上）した場合

対象者

「子育て世帯」

交付申請時点で18歳未満の子がいる世帯（妊娠中もOK）

「若者夫婦世帯」

申請者及びその配偶者が、共に交付申請年度の4月1日時点で39歳以下

主な支給要件

<新築>

- ・ 町内に新築住宅(登記簿上の建築年月日が令和7年4月1日以降のものに限る)を建設し、交付申請日までに新築住宅の所在地に住民票を移していること。または、新築後に住所を移すことが確実なもの。
- ・ 住宅の登記簿上の建築年月日から1年以内に交付申請をすること。
- ・ 申請者が子育て世帯もしくは若者夫婦世帯であり、新築住宅が申請者又はその配偶者の名義であること。

<リフォーム>

- ・ 申請者が子育て世帯もしくは若者夫婦世帯であり、住宅が申請者又はその配偶者もしくは同居しようとする親世帯の者の名義であること。

(その他要件あり)

お問い合わせ

本山町役場 政策企画課
〒781-3692 高知県長岡郡本山町本山636

☎ 0887-76-3915

平日 9:00~17:00

(土日祝・年末年始を除く)



詳細はこちら